

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(千葉県最低賃金総合相談支援センター)における評価採点表

1 採点

(価格点:技術点=1:2、配点配分=価格点50点、技術点100点)

I 価格点

価格点=(1-入札価格/予定価格)×50点

●●委員	点
------	---

II 技術点

評価項目及び内容	5段階評価等 (該当に○を付ける)	加重	点数	配点 (満点)	必須 項目
1 事業実施主体の適格性(価格と同等に評価できる項目)				50	
① コーディネーター及び派遣型専門家の専門分野は、事業実施にあたり必要な専門分野であるか。	0 . 5	-		5	○
② コーディネーター及び派遣型専門家の委嘱について、候補者を確実に配置できるか。	0 . 5	-		5	○
③ コーディネーター及び派遣型専門家に対し研修を実施する体制が整っており、その内容は適切なものか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
④ セミナーの内容は、仕様書記載の事項が網羅され適正であるとともに、参加者の関心を惹くような工夫がされているか。また、提案された広報が、集客を見込める、効果的なものであるか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
⑤ 中小企業・小規模事業者の経営改善指導について、効果的で適切な体制を整えることができるか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
⑥ 経営管理に関する相談につき、コーディネーター及び派遣型専門家の専門分野以外の相談がなされた場合、中小企業庁が行う中小企業支援事業の窓口と連携を図る体制を整えることができるか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
2 技術点(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)				50	
① センターの設置場所、開所時間は、利用しやすいような創意工夫がなされているか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
② センターの開所日、開所時間に関して、地域の実情に応じて、利用者に有益と考えられる措置が月5日以上実施されているか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
③ 相談体制は、〇〇県の中小企業・小規模事業者からの相談に対し効率的に対応できるものとなっており、年間を通して、事業を円滑に実施しようとする企画となっているか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
④ 各種媒体及び手段を用いて、効果的に相談事業の周知広報を行い、利用者を集めるための創意工夫がなされているか。	1・2・3・4・5	× 2		10	-
⑤ ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1):3点 ・2段階目(※1):4点 ・3段階目:5点 ・行動計画(※2):1点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん:3点 ・プラチナくるみん:4点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定:4点 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	1・2・3・4・5	× 2		10	-

※ 点数については、各項目において5段階で評価し、加重係数を掛けたものとする。

5:特に優れている 4:優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る